

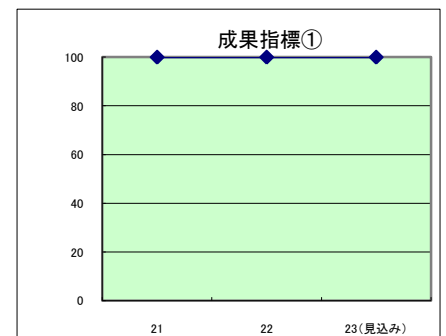
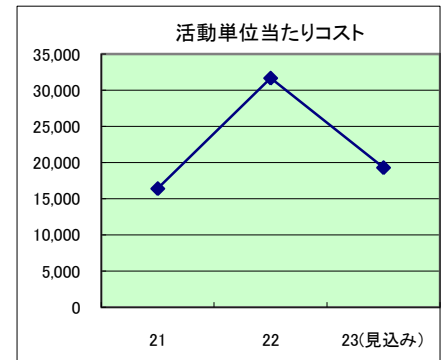
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

保子05

事務事業名		特別児童扶養手当事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	3	次代を担う子どもを育むまち	款	3	民生費	
	施策(節)	1	子育て支援	項	2	児童福祉費	
	施策の方向	(1)	子育て家庭への支援の充実	目	1	児童福祉総務費	
	事業	1	児童福祉事務	事業	1	児童福祉事務	
関連する計画等				作成部署	保健福祉部子育て支援課		
事業の目的	対象(誰を・何を)			連絡先	072-958-1111 内線 1223		
	20歳未満の政令で規定する障害の状態にある児童を、監護または養育する一定所得基準内の人。						
	意図(どういう状態にしたいのか)						
事業の内容	児童の福祉の増進を図る。						
	手当額は、障害1級程度：月額50,750円 障害2級程度：月額33,800円(法定受託事務のため、各種提出書類の受付、通知書等の送付、所得状況確認等、円滑な支給のための事務を行っている。						
根拠法令等		特別児童扶養手当等の支給に関する法律					
事業開始時期		☒ 昭和 39 年開始 ☐ 平成 ☐ 明確にはわからない ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度		平成 年度	
事業開始時からの状況変化		法改正により手当額の変更等が行われている。					
市民や議会の要望							
実施手法		☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☒ その他(法定受託事務)					
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容			

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		24	24	24
人件費【2】 (千円)		3,750	7,200	4,320
職員数	正規職員	0.50 人	1.00 人	0.60 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		3,774	7,224	4,344
財源内訳	国費 (千円)	333	329	342
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	3,441	6,895	4,002
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 受給者数 人		230	228	225
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		16,409 円	31,684 円	19,307 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		32 円	61 円	37 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	進達率	%	申請書を大阪府に適正に進達できているか。	目標	100	100	達成率(%)	100
		(式) 進達数÷申請書受理数×100			実績	100	100	100.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき事業を行う必要がある。
	○										

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	法定受託事務事業のため、適正に事務執行している。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
		社会情勢の変化に対応している	☐	☐	☒	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☒	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☐	☐	☒	法定受託事務事業のため、適正に事務執行している。簡略化は不可能である。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☐	☐	☒	
		事業費を削減する余地がない	☐	☐	☒	
		簡略化できる方法や手段がない	☐	☐	☒	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☐	☒	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	法定受託事務事業のため、基準通り適正に事務執行している。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☐	☐	☒	
		成果を向上させる余地がない	☐	☐	☒	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☐	☐	☒	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	適正な進達が行われている。
成果指標の実績値は目標値以上である		☐	☐	☒		
成果指標は前年度より向上している		☐	☐	☒		

担当部局評価	総合評価
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了
	評価の理由
	障害の状態にある児童を養育する父母等に対し手当を支給することで、福祉の増進に寄与し、効果があった。
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)
	障害福祉関係課との連携をより密にし、引き続き適正な支給を図る。

行革本部評価	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☒ 方法改善 ☒ 民営化・民間委託 ☒ 縮小 ☒ 廃止・休止 ☒ 完了	